

協働と参加 情報共有で まちづくり



審議会等とは

審議会等とは、市が事業や施策を計画するときに、審議会等と呼ばれる機関を設置し、この審議会等に調査や審議を依頼することによって、外部の意見を求めていく一連の手続きのことをいいます。審議会等の名称は、それぞれ協議会や委員会や懇談会などさまざまですが、学識経験者や関係団体の代表者、一般市民などで構成され、専門的・公正中立的な見地や市民の立場から意見を述べることができます。江南市は、江南市環境審議会、市民協働・市民活動推進協議会など、40を超える審議会等を設置しています。審議会等の特徴として、「委員の公募制」と「会議の公開」があります。

委員の公募制は、より幅広い市民の皆さんに参加していただくため、学識経験者や関係団体の代表者などの委員とは別に、委員の一定数を公募によって選任し、市民の皆さんが審議会等に参加できるようにしています。ただし、法令などに委員の構成が定められているときなど、正当な理由があるときは除きます。

また、審議会等の会議は、個人情報を取り扱う場合などの特殊なケースを除いて、原則公開となっています。会議の日時、場所、議題はあらかじめ公表し、誰でも傍聴することができます。また、後日、会議録を公開しますので、これによって会議の内容を知ることできます。審議会等は、専門的な議論ができる反面、参加者が限定されてしまいますので、会議を公開することによって、透明性を高めていくことがとても大切になっています。

以上のような、委員の公募や会議の開催予定などの各種情報は、広報こうなんや市ホームページで随時お知らせしています。

問合せ 地方創生推進課（内線323）